

新旧対照表

浦安市運動公園陸上競技場管理規則（平成 27 年教委規則第 8 号）の一部改正

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(使用者の登録)</p> <p>第4条 陸上競技場の施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、浦安市体育施設使用者登録申請書（別記第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 施設を専用使用しようとする者が施設において陸上競技、サッカー、ラグビー及び軽スポーツ等教育委員会が認めた種目（5人以上で競技することを常とするものに限る。）をする場合には、専用使用しようとする者は、全ての者が前項の登録を受けた上、陸上競技にあっては構成員 10 人以上、少年サッカー（小学生が行うサッカーをいう。以下同じ。）にあっては構成員 8 人以上、サッカー（少年サッカーを除く。）にあっては構成員 11 人以上、ラグビーにあっては構成員 15 人以上、軽スポーツ等教育委員会が認めた種目にあっては構成員 5 人以上を 1 団体として浦安市体育施設団体登録申請書（別記第2号様式）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず浦安市公共施設予約システム（以下「予約管理システム」という。）を利用する場合にあっては、予約管理システムへの入力をもって同項の手続に代えるものとする。ただし、減額又は免除の申請を併せて行う場合にあっては、予約管理システムを利用することはできない。</p> <p>4 省 略</p>	<p>(使用者の登録)</p> <p>第4条 陸上競技場の施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、浦安市体育施設使用者登録申請書（別記第1号様式）を教育委員会に提出し、<u>浦安市体育施設使用者登録証（別記第2号様式。以下「登録証」という。）の交付を受けなければならぬ。</u></p> <p>2 施設を専用使用しようとする者が施設において陸上競技、サッカー、ラグビー及び軽スポーツ等教育委員会が認めた種目（5人以上で競技することを常とするものに限る。）をする場合には、専用使用しようとする者は、全ての者が前項の登録を受けた上、陸上競技にあっては構成員 10 人以上、少年サッカー（小学生が行うサッカーをいう。以下同じ。）にあっては構成員 8 人以上、サッカー（少年サッカーを除く。）にあっては構成員 11 人以上、ラグビーにあっては構成員 15 人以上、軽スポーツ等教育委員会が認めた種目にあっては構成員 5 人以上を 1 団体として浦安市体育施設団体登録申請書（別記第3号様式）を教育委員会に提出し、<u>登録証の交付を受けなければならぬ</u>。ただし、教育委員会が認めるときは、この限りでない。</p>
<p>(使用者登録の承認)</p> <p>第4条の2 教育委員会は、施設の使用者登録を承認したときは、浦安市体育施設使用者登録証（別記第3号様式。以下「登録証」という。）を当該申請者に交付するものとする。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、予約管理システムへの入力により申請があつた場合の施設の使用登録の承認にあっては、登録証は交付しない。</p>	<p>3 同 左</p> <p>4 前第1項及び第2項の登録証の有効期間は、2年とする。</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>3 <u>登録の有効期間は、2年とする。</u> (専用使用の手続)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>予約管理システム</u>を利用する場合にあっては、<u>予約管理システムへの入力をもって、同項の手続に代えるものとする。ただし、減額又は免除の申請を併せて行う場合にあっては、予約管理システムを利用することはできない。</u></p> <p>3・4 省略 (専用使用の許可)</p> <p>第7条 教育委員会は、施設の専用使用を許可したときは、浦安市運動公園陸上競技場専用使用許可書兼領収証書（別記第5号様式。以下「使用許可書」という。）を当該申請者に交付するものとする。ただし、<u>予約管理システムへの入力により申請があった場合の施設の専用使用の許可にあっては、使用許可書は交付しない。</u> (専用使用の取消し)</p> <p>第8条 前条の規定により使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、使用許可書に記載された事項の取消しを求めようとするときは、浦安市運動公園陸上競技場専用使用<u>取消許可申請書</u>（別記第6号様式）を、速やかに教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 教育委員会は、施設の専用使用の取消しを許可したときは、浦安市運動公園陸上競技場専用使用<u>取消許可書</u>（別記第7号様式。以下「<u>取消許可書</u>」といふ。）を当該申請者に交付するものとする。ただし、<u>予約管理システムへの入力により申請があった場合の施設の専用使用の取消しの許可にあっては、取消許可書は交付しない。</u></p> <p>第2号様式（第4条第2項）</p>	<p>(専用使用の手続)</p> <p>第5条 同 左</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>浦安市体育施設予約管理システム</u>（以下「<u>予約管理システム</u>」といふ。）を利用する場合にあっては、<u>予約管理システムへの入力をもって、同項の申請手続きに代えるものとする。（減額又は免除の申請を併せて行う場合を除く。）</u></p> <p>3・4 同 左 (専用使用の許可)</p> <p>第7条 教育委員会は、施設の専用使用を許可したときは、浦安市運動公園陸上競技場専用使用許可書兼領収証書（別記第5号様式。以下「使用許可書」という。）を当該申請者に交付するものとする。ただし、<u>予約管理システムにおいて、入金予約機以外での申請について施設の専用使用を許可したときは、使用許可書は交付しない。</u> (専用使用の取消し)</p> <p>第8条 前条の規定により使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、使用許可書に記載された事項の取消しを求めようとするときは、浦安市運動公園陸上競技場専用使用<u>取消し許可申請書</u>（別記第6号様式）を、速やかに教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 同 左</p> <p>3 教育委員会は、施設の専用使用の取消しを許可したときは、浦安市運動公園陸上競技場専用使用<u>取消し許可書</u>（別記第7号様式。以下「<u>取消し許可書</u>」といふ。）を当該申請者に交付するものとする。ただし、<u>予約管理システムにおいて、入金予約機以外での取り消し申請について施設の専用使用の取り消しを許可したときは、取消し許可書は交付しない。</u></p> <p>第2号様式（第4条第1項）</p> <p>第3号様式（第4条第2項）</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第3号様式（第4条の2第1項）の様式貼付</p> <p>第3号様式(第4条の2第1項)</p> <p>(表)</p>  <p>The image shows the front of a membership card for Urayasu Facilities. The card is white with a green header bar. The header bar contains the text "URAYASU FACILITIES MEMBERS CARD" and the Urayasu City logo. Below the header, there is a large blue graphic of three stylized human figures in motion, with the word "SPORTS" written in a bold, blue, sans-serif font. At the bottom of the card, there is an orange oval containing the text "生涯スポーツ健康都市".</p> <p>(裏)</p>  <p>The image shows the reverse side of the membership card, which is a registration certificate. It has a black header bar with the text "IN" and a left arrow icon. Below the header, it says "浦安市体育施設使用者登録証". There are fields for "姓" (last name) and "氏名" (name). A section titled "在籍規約" (Membership Agreement) contains four points in Japanese:</p> <ol style="list-style-type: none">1. 会員登録料金及び利用料金は、必ずこの登録証を提示して下さい。2. この登録証は個人に貸し出し、又は譲り渡すことは不得せます。3. 会員登録に反対の生じた場合は、選手中に強制的でない限り、4. 会員登録の有効期間は、登録料金の支払日から、以後2年間で期限が到来となります。 <p>At the bottom, it says "浦安市教育委員会生涯学習都市スポーツ課 電話 047-355-1111" and "総合体育馆 355-1110 中央武道館 380-2100".</p>	

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式（第8条第1項） <u>浦安市運動公園陸上競技場専用使用取消許可申請書</u> 省 略</p>	<p>第6号様式（第8条第1項） <u>浦安市運動公園陸上競技場専用使用取消し許可申請書</u> 同 左</p>
<p>第7号様式（第8条第3項） <u>浦安市運動公園陸上競技場専用使用取消許可書</u> 省 略</p>	<p>第7号様式（第8条第3項） <u>浦安市運動公園陸上競技場専用使用取消し許可書</u> 同 左</p>
<p>附 則 (施行期日) 1 <u>この規則は、令和8年1月1日から施行する。</u> (経過措置) 2 <u>この規則の施行の日前に改正前の浦安市運動公園陸上競技場管理規則に基づく登録証の交付を受けている者の登録の有効期間は、改正後の第4条の2第3項の規定にかかわらず、令和9年12月31日までとする。</u></p>	